

(土砂災害用語)

1 土石流危険渓流等

「土石流危険渓流」とは、土石流発生の危険性があり、人家（人家がなくとも官公署、学校、病院、駅、旅館、発電所等のある場所を含む）に被害が及ぶ渓流をいう。

なお、人家5戸以上を土石流危険渓流Ⅰ、人家1戸以上4戸未満を土石流危険渓流Ⅱという。

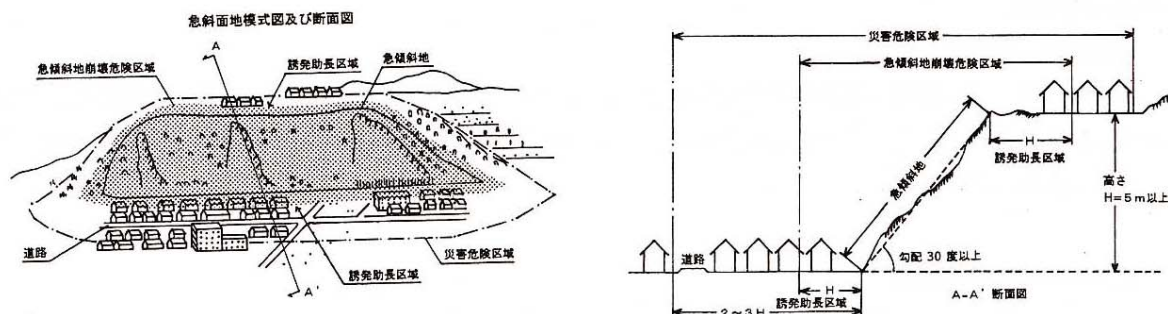
また、保全人家はなくとも将来開発により人家等の立地が見込まれ、かつ地形的に土石流発生のおそれのある渓流を土石流危険渓流Ⅲ（土石流危険渓流に準じる渓流）という。

2 地すべり危険箇所

「地すべり危険箇所」とは、地すべりの発生するおそれがあり「地すべり等防止法」第51条に基づく国土交通省所管になりうる箇所をいう。

3 急傾斜地崩壊危険箇所等

「急傾斜地崩壊危険箇所」とは、崩壊するおそれのある急傾斜地で、高さが5メートル以上、傾斜度が30度以上で、崩壊により危害の生じるおそれのある土地の区域をいう。また、人家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても官公署、学校、病院、旅館等に危険が生じるおそれのある土地の区域を急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅰ)といい、そのうち知事の指定した区域を「急傾斜地崩壊危険区域」という。



注1) 急傾斜地崩壊危険区域

崩壊危険の急傾斜地で、崩壊により相当数の居住者又は他の者に危害が生じる急傾斜地及び隣接する土地で、崩壊を助長又は誘発する区域。

注2) 災害危険区域

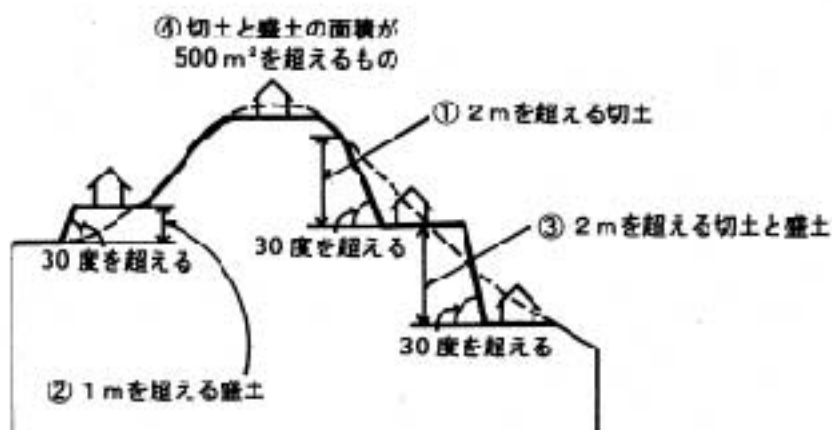
急傾斜地崩壊で危険の及ぶ区域で、建築基準法で定められている区域。

4 宅地造成工事規制区域

「宅地造成工事規制区域」とは、宅地造成に伴うがけくずれ又は土砂の流出を生じるおそれ著しい市街地又は市街地となろうとする土地の区域で、知事が指定するものをいう。

宅地造成とは、宅地以外の土地を宅地にするため又は宅地において行う土地の形質の変更で、次に該当するものをいう。

- ① 高さ2mを超えるがけ（地表面が水平面に対して30度を超える土地）を生じる切土
- ② 高さ1mを超えるがけを生じる盛土
- ③ 切土と盛土によるがけが2mを超えるもの
- ④ 切土と盛土をする土地の面積が500㎡を超えるもの



(山地災害用語)

1 山腹崩壊危険地区

崩壊が発生し又は崩壊の危険がある山腹及びそれに隣接する地区であって、当該山腹の脚部から、当該山腹の直高の5倍に相当する距離の範囲内に、人家1戸以上又は公共施設（以下「直接保全対象施設」という。）がある地区

2 地すべり発生危険地区

ア 地すべり等防止法の規定により、地すべり等防止区域に指定された地区

イ 上記以外の地区で、現に下流の直接保全対象施設に被害を与え、又は与えるおそれがある、流域保全上重要であり、かつ公共の利害に密接な関係を有し、民生上放置し難い地区で、法51条第1項第2号に係るもの

*法51条第1項第2号 農林水産大臣が指定、管理を行うこととなる保安林内の地すべり地域

3 崩壊土砂流出危険地区

山腹崩壊地ならびに押し出し又は崖錘地帯の荒廃地及び荒廃危険地から多量の土砂等が溪流を流下し、被害を与えるおそれのある地区であって、直接保全対象施設がこれらの場所から2km以内にある地区

*押し出し 河川状をなしていない野溪または小溪流（集水面積がおおむね100ha以下）の出口にある押し出しによる堆積地の箇所

*崖 錘 崩落土砂が山腹斜面又は山脚に堆積した箇所

資料2-1-5-2 土石流危険溪流

(平成17年4月1日現在)

図番	河川名	溪流名	溪流番号	所在地	図番	河川名	溪流名	溪流番号	所在地
1	水無瀬川	水無瀬川支川	(I)-7-1	大沢	15	水無瀬川	鈴谷川	(I)-7-15	東大寺
2	八幡川	源吾谷	(I)-7-2	桜井	16	水無瀬川	水無瀬川第一支溪	(I)-7-16	山崎
3	八幡川		(I)-7-3	桜井	17	水無瀬川	水無瀬川第一支溪左小	(I)-7-17	山崎
4	青葉川	桜井谷	(I)-7-4	桜井	18	水無瀬川		(II)-7-1	尺代
5	青葉川	青葉川支溪	(I)-7-5	桜井	19	水無瀬川		(II)-7-2	大沢
6	越谷川	青葉川	(I)-7-6	桜井	20	水無瀬川		(II)-7-3	大沢
7	越谷川	越谷川第二支溪	(I)-7-7	桜井	21	水無瀬川		(II)-7-4	尺代
8	越谷川	越谷川支溪	(I)-7-8	桜井	22	善峰川		(II)-7-5	大沢
9	越谷川	越谷川	(I)-7-9	桜井		水無瀬川	水無瀬川第五支溪	(III)-7-1	大沢
10	越谷川	中谷川	(I)-7-10	広瀬		水無瀬川		(III)-7-2	尺代
11	水無瀬川		(I)-7-11	広瀬		善峰川		(III)-7-3	大沢
12	水無瀬川		(I)-7-12	広瀬		善峰川		(III)-7-4	大沢
13	水無瀬川	尺代川支溪	(I)-7-13	尺代		善峰川		(III)-7-5	大沢
14	水無瀬川	滝谷川	(I)-7-14	東大寺					

資料2-1-5-3 急傾斜地崩壊危険箇所

(平成17年4月1日現在)

図番	箇所番号	ランク	斜面区分	箇所名	位置
1	11301168	I	自然	内沢(1)	大沢
2	11301169	I	自然	内沢(2)	大沢
3	11301170	I	自然	内沢(3)	大沢
4	11301171	I	自然	落合	尺代
5	11301172	I	自然	仲ノ町	尺代
6	11301173	I	自然	仲ノ町(2)	尺代
7	11301174	I	自然	穴虫	若山台二丁目
8	11301175	I	自然	半坂	東大寺
9	11301176	I	自然	宮ノ前(1)	山崎五丁目
10	11301177	I	自然	宮ノ前(2)	山崎五丁目
11	11301178	I	自然	桜井台	桜井台
12	11301179	I	自然	山ノ内	桜井三丁目
13	11301742	I	自然	東大寺(1)	東大寺二丁目
14	11301743	I	自然	東大寺(2)	東大寺四丁目
15	12301080	I	人工	若山台(1)	若山台一丁目
16	21301441	II	自然	大沢(1)	大沢
17	21301442	II	自然	尺代(1)	尺代
18	21301443	II	自然	尺代(2)	尺代
19	21301444	II	自然	桜井(2)	桜井四丁目
20	21301445	II	自然	尺代(3)	尺代
21	12207007	I	人工	神内(3)	高槻市神内五丁目
22	11207107	I	自然	神内(1)	高槻市神内四丁目

資料2-1-5-4 急傾斜地崩壊危険区域

(平成10年4月1日現在)

図面 番号	区域名	所在地	告示番号 指定年月日	面積 (m ²)	区域内建築物		施工年度 施工状況	危険箇所 番号	危険区 域台帳
					住宅	非住宅			
4 ~ 5	仲ノ町	三島郡島本町 尺代仲ノ町	(第346号) S58.3.16	3,294	6	3	S57~62 概成	172	有
			(第364号) S63.3.23	607	9	1			
			計	3,901	15	4			
7	穴虫	三島郡島本町 若山台穴虫	(第1584号) S58.12.5	6,433	9	5	S58~61 概成	174	

資料2-1-5-5 山腹崩壊危険地区

(平成10年4月1日現在)

図面 番号	所在地		図面 番号	所在地	
	市町村	大字		市町村	大字
1	島本町	大沢(1)	13	島本町	桜井(3)
2	島本町	大沢(2)	14	島本町	大沢(3)
3	島本町	尺代(1)	15	島本町	尺代(4)
4	島本町	尺代(2)	16	島本町	尺代(5)
5	島本町	尺代、東大寺	17	島本町	尺代(6)
6	島本町	尺代、広瀬	18	島本町	尺代(7)
7	島本町	東大寺(1)	19	島本町	広瀬
8	島本町	桜井、広瀬	20	島本町	桜井(4)
9	島本町	桜井(1)	21	島本町	東大寺、広瀬
10	島本町	尺代(3)	22	島本町	山崎(1)
11	島本町	東大寺(2)	23	島本町	山崎(2)
12	島本町	桜井(2)	24	島本町	山崎

資料2-1-5-6 崩壊土砂流出危険地区

(平成10年4月1日現在)

図面 番号	所在地		図面 番号	所在地	
	市町村	大字		市町村	大字
1	島本町	大沢(1)	9	島本町	大沢(5)
2	島本町	大沢(2)	10	島本町	大沢(6)
3	島本町	大沢(3)	11	島本町	尺代(2)
4	島本町	大沢(4)	12	島本町	尺代(3)
5	島本町	尺代	13	島本町	尺代(4)
6	島本町	尺代(1)	14	島本町	桜井
7	島本町	東大寺	15	島本町	広瀬
8	島本町	山崎			